

令和 3 年度 第 2 回

国民健康保険事業の運営に
関する協議会資料

令和 4 年 1 月 27 日（木）

午後 1 時 30 分～

鳥栖市 市民環境部 国保年金課

目 次

I	令和4年度国民健康保険税の改定について……………	1
II	その他……………	5

I 令和4年度国民健康保険税の改定について

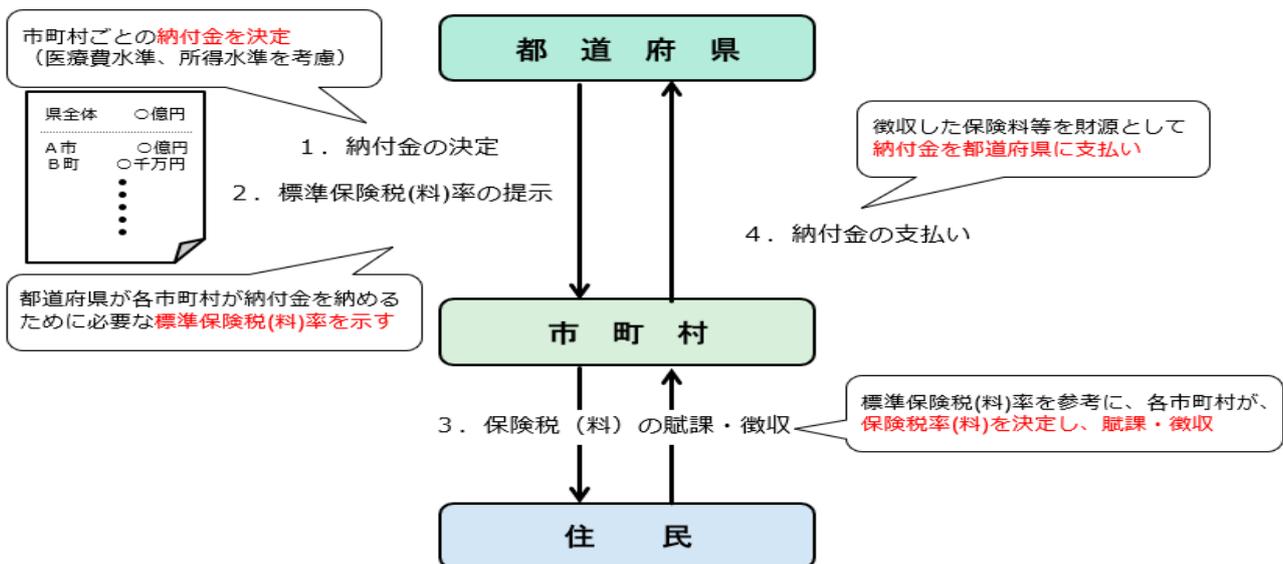
1. 基本方針について

平成30年度からの国民健康保険制度の改正に伴い、国民健康保険の財政運営は、市町村単位から都道府県単位で行われることになり、県が国保財政運営の責任主体となりました。

県は、国から示された係数を基に県全体の保険給付費などの見込みを立てたうえで、国民健康保健事業費納付金を算定し、市町ごとの医療費水準や所得水準等により各市町の納付金を決定します。

この納付金を賄うために必要な市町ごとの標準保険税率が県から提示され、各市町は、この標準保険税率を参考に国民健康保険税を定めることとなっており、標準保険税率を賦課し、予定収納率分の保険税を徴収することができれば理論上は赤字にならない仕組みとなっております。

国保保険税の賦課、徴収の仕組み(イメージ)



※鳥栖市国保は、県単位化以降、県が提示する標準保険税率に合わせてきた方針を踏まえ、税率の算定を行っています。

- 県が提示する標準保険税率に合わせることを基本とする。
- 令和2年度は、県単位化後の黒字に伴う、余剰金の一部2,500万円を抑制財源として活用しました。
- 令和3年度は、新型コロナウイルスの影響が、所得や医療費にどのような形で出てくるかが不明であったため、余剰金を税率抑制財源としては使わず、県提示の標準保険税率を令和3年度の国保税率としました。

2. 令和4年度 標準保険税率算定について

(1) 令和4年度標準保険税率変動要因

標準保険税率の増減要因 <<R3確定係数時→R4確定係数時>>

	医療分	後期分	介護分
県全体納付金	156億1,921万円 (▲7億4,533万円)	43億1,325万円 (▲1億1,446万円)	15億3,304万円 (▲3,787万円)
鳥栖市納付金	所得(応能)のシェア ▲0.0010ポイント 人数(応益)のシェア ▲0.0011ポイント 医療費指数 ▲0.01123ポイント 14億673万円 ▲6,449万円	所得(応能)のシェア ▲0.0010ポイント 人数(応益)のシェア ▲0.0011ポイント 3億5,199万円 ▲1,707万円	所得(応能)のシェア +0.0013ポイント 人数(応益)のシェア +0.0013ポイント 1億1,118万円 +70万円

- 県が提示する標準保険税率は、市町の保険税率を決定するうえでの参考であり、
県内同一条件で算出されるため、各市町の余剰金等は、算定基礎に算入されていない。

(2) 県提示標準保険税率

① 令和4年度 県提示標準保険税率

	医療分	後期分	介護分	合計
所得割	8.79%	2.68%	2.40%	13.87%
均等割	23,817円	7,692円	10,360円	41,869円
平等割	32,925円	9,421円	6,133円	48,479円

② 令和3年度 国保税率

	医療分	後期分	介護分	合計
所得割	9.66%	2.83%	2.53%	15.02%
均等割	23,874円	7,763円	10,309円	41,946円
平等割	34,829円	9,640円	6,076円	50,545円

①-②：令和4年度県提示標準保険税率と令和3年度国保税率との差

	医療分	後期分	介護分	合計
所得割	▲0.87 割	▲0.15 割	▲0.13 割	▲1.15 割
均等割	▲57円	▲71円	+51円	▲77円
平等割	▲1,904円	▲219円	+57円	▲2,066円



県提示の令和4年度標準保険税率は、全体として令和3年度現行税率より下がっている。

3. 鳥栖市の令和4年度国保税率改定（案）について

- 医療分については、所得割の県提示の令和4年度標準保険税率が令和3年度現行税率より大幅に下がっているため、所得割については県提示の標準保険税率に合わせ、均等割・平等割についてはのみ、抑制するため余剰金の一部を充当し、改定する。後期分・介護分については、いずれも県提示の標準保険税率に合わせ、改定する。
今年度以降、均等割・平等割は100円未満の端数調整を行う。

③令和4年度 鳥栖市国保税率改定(案)

	医療分	後期分	介護分	合計
所得割	8.79%	2.68%	2.40%	13.87%
均等割	22,800円	7,600円	10,300円	40,700円
平等割	31,500円	9,400円	6,100円	47,000円

①-③：令和4年度県提示標準保険税率と国保税率(案)との差

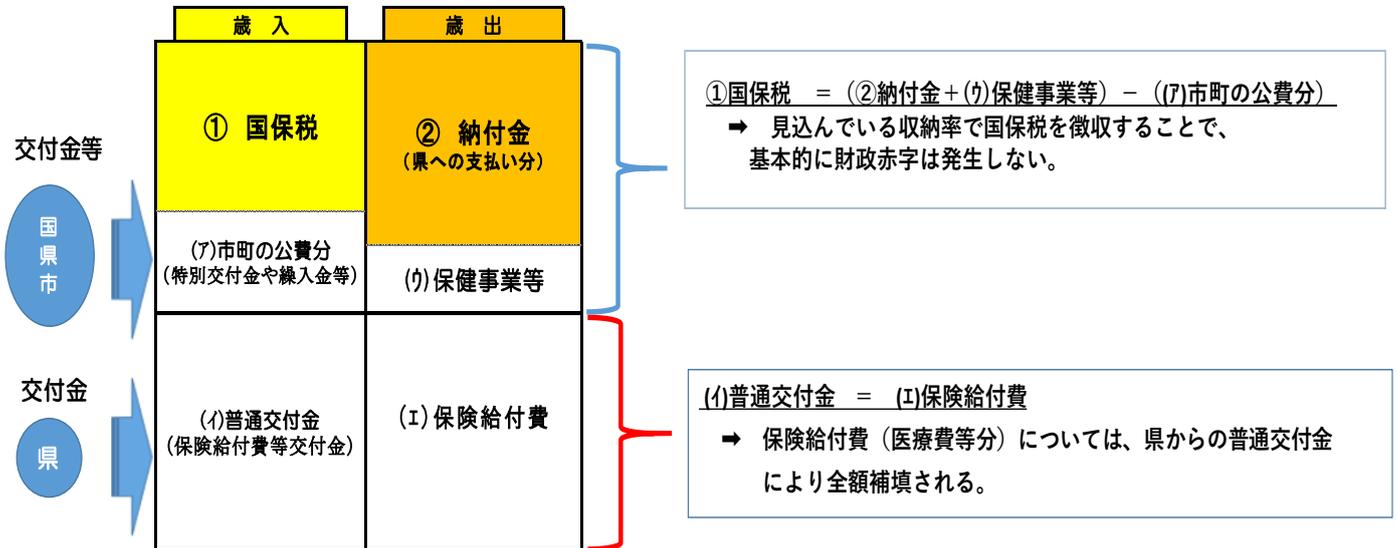
	医療分	後期分	介護分	合計
所得割	—	—	—	—
均等割	▲1,017円	▲92円	▲60円	▲1,169円
平等割	▲1,425円	▲21円	▲33円	▲1,479円

③-②：令和4年度国保税率（案）と令和3年度国保税率との差

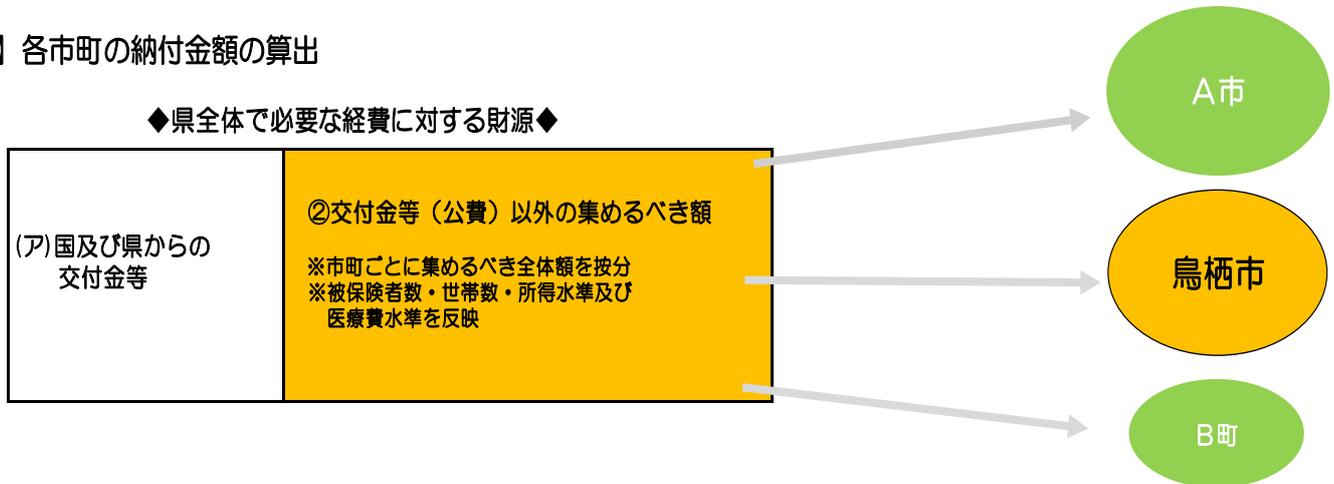
	医療分	後期分	介護分	合計
所得割	▲0.87 割	▲0.15 割	▲0.13 割	▲1.15 割
均等割	▲1,074円	▲163円	▲9円	▲1,246円
平等割	▲3,329円	▲240円	24円	▲3,545円

納付金と国保税の関係について

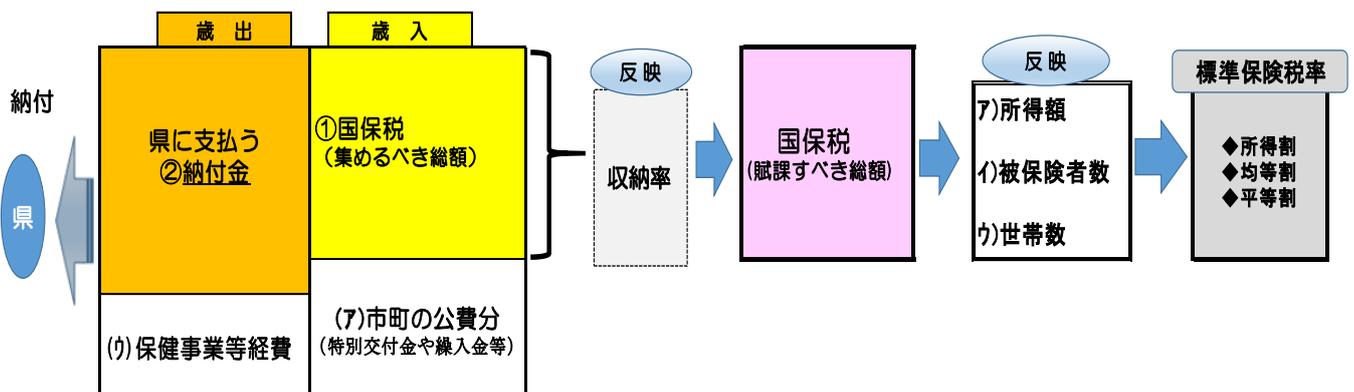
【1】市町の国保特別会計の概要



【2】各市町の納付金額の算出



【3】各市町の標準保険税率の算定



II その他

◆未就学児に係る均等割保険税の5割軽減について

改正理由：国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、未就学児に係る均等割保険税の5割を軽減する。

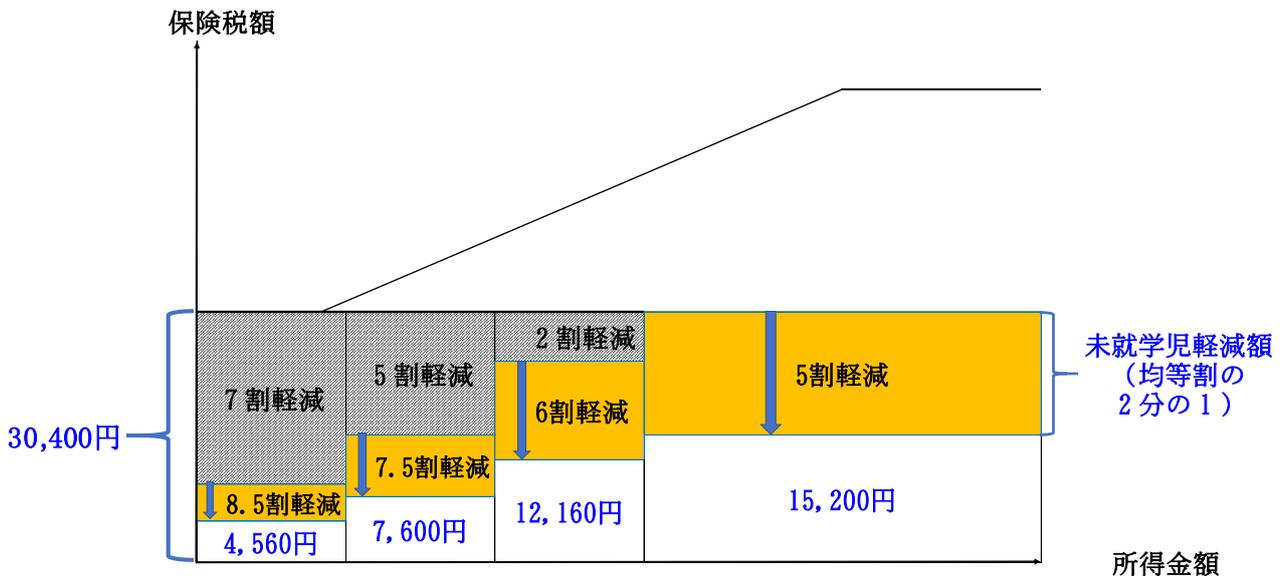
施行期日：令和4年4月1日

現状及び

改正趣旨：国民健康保険制度の保険税は、応能割（所得割）と応益割（均等割・平等割）に設定されており、低所得世帯に対しては、応益割の軽減措置（7・5・2割）が講じられている。

子育て世代の経済的負担軽減の観点から、国・地方の取組みとして国保制度において子どもの均等割保険税を軽減する。

【軽減イメージ】



◆国保税限度額の引上げ（3万円）について

改正の概要：国民健康保険税の賦課限度額の改正

施行期日：令和4年4月1日

	現 行	改 正 後	差 額
医療給付費分	63万円	65万円	+2万円
後期高齢者支援分	19万円	20万円	+1万円
介護納付金分	17万円	17万円	増減なし
合 計	99万円	102万円	3万円